

総第5612号

令和5年1月12日

琴浦町監査委員 稲田 裕司 様

同 田中 肇 様

琴浦町長 福本 まり子

令和4年度上半期分定期監査報告書における報告事項について(回答)

令和4年11月29日付監第35号で提出を受けました定期監査報告書にて意見等のありました事項については、別紙のとおり対応を検討しています。

定期監査に対する回答

指導事項	担当部署	回答(対応方針)
(1) 委託費に係る随意契約について	総務課(施設管理室、財務監理室)	<p>随意契約については、12月2日に職員研修を実施し、改めて適正な事務処理を行うよう周知を行った。</p> <p>支払方法については、財務規則に基づき、契約書に定め、適切に支払いを行うよう指導を行っている。</p> <p>また、契約金額の見積についても、業務に対する積算条件を定め、適切に積算を行ったうえで予定価格を定めるよう指導を行っている。</p> <p>今後も、適宜職員研修を行うなどし、適切な契約事務の執行に努めていく。</p>
(2) 琴浦町CIO補佐官との連携について	総務課(DX推進室)	<p>CIO補佐官においては、当町DX推進の観点から、各種助言をいただいている。</p> <p>経年や使用期限が到達するシステムを切替える際には、単に更新するのではなく、他の方法で構築する手段がないか、システムの規模や仕組みが適しているものか等のアドバイスを受けている。改めてシステム更新を図る際には、CIO補佐官と協議するよう周知する。</p> <p>既存システムの改修については、制度改正に伴うものが大半であり、システム固有の改修点等が存在するため、他システムにおける改修比較が難しい状況ではあるが、同一システムを使用している他団体と過度な費用負担となっていないかを確認している。</p> <p>今後、主要な業務システムの標準化が完了した際には、処理フローや入出力項目についても平準化され、他システムとの比較も容易になるとの助言を受けているところであり、システム改修時に他市町村と情報収集しながら経費の算出を図りたい。</p>
(3) 事務処理能力の向上について	総務課(行政総務室)	<p>各種事務処理の遂行にあたりすぐ参照できるよう、サイボウズ等で財務・文書管理・契約事務等の事務マニュアルの周知を行っている。デジタル化の推進により事務内容に変更があったものについても、運用にあたりマニュアルを作成し周知しているが、改めて職員に対し研修を行うなど、職員資質の向上を図っていく。</p>
(4) 町営住宅の在り方について	建設住宅課	<p>現在、琴浦町の公営住宅の管理戸数は、町の全世帯数の約8%を占めており、他市町村よりも多くなっている。また、人口減少に対しての適切な管理戸数の問題や、数年のうちに耐用年数が経過する住宅もある。</p> <p>以上のことを勘案し、維持や改修する住宅、譲渡する住宅、解体処分する住宅を整理し、全体的な管理戸数の削減を検討していく。</p>

定期監査に対する回答

<p>(5)滞納整理について</p>	<p>税務課 子育て応援課 福祉あんしん課 すこやか健康課 商工観光課 建設住宅課 上下水道課 教育総務課 人権・同和教育課</p>	<p>【税務課】 【すこやか健康課】 回収の見込みのない債務者に対して漠然と督促を続けるなどして債権管理を継続することは事務の滞留を招き、債権管理の効率化の阻害要因となる。また現実に価値のない多額の債権を財務諸表に計上しておくことは町の財産状態の性格な把握を妨げることにもつながる。財務監理の健全化のため、現行の「私債権等管理マニュアル」とあわせて「債権管理条例」を制定・活用し、回収が不可能な案件については、条件等を確認した上、不納欠損処理とする。</p> <p>【子育て応援課】 過年度分として未納となっていた保育料は完納した。現年度分の新たな滞納を発生させないよう、月々の滞納に対し督促・徴収を行う。</p> <p>【福祉あんしん課】 生活保護受給者の返還金の納付については、返還金について理解を得て、保護費からの分割納付しか対策が取れない状況。対象者には、生活の全般的な支援・指導をする中で、返還金の納付について理解を得ることができるよう、継続的に説明・説得していく。 また、返還金は差し押さえできない非強制徴収公債権でもあり、対象者が生活保護受給者で配慮が必要なため、意向を確認しながら、適切な債権管理ができるように対応する。</p> <p>【商工観光課】 商工観光課の滞納は限定された案件となるため、債権滞納者と連絡を取りながら、納付について説明を重ねるとともに、計画的な納付方法により、継続して回収していく。</p> <p>【建設住宅課】 滞納者の実情を考慮しつつ、交渉や分納誓約の履行監視を行っている。状況に応じて、連帯保証人への指導や訴訟等の滞納整理を行う。なお、回収が不可能な案件については、条件等を確認した上、不納欠損処理とする。</p> <p>【上下水道課】 債務者の支払能力を調査し、滞納整理を進めていく。回収が不可能な案件については、条件等を確認した上、不納欠損処理とする。</p> <p>【教育総務課】 滞納者と連絡を取りながら状況を聞き取るとともに、納付について説明を重ねる。計画的な納付方法を提示するなどして滞納額が高額にならないようにし、年度内での回収を目指す。</p> <p>【人権・同和教育課】 滞納者の実情を考慮しつつ、関係者を含め交渉を行っている。現在保証人の所在や状況等を確認しており、保証人への交渉を計画中。回収が不可能な案件については、条件等を確認した上、不納欠損処理とする。</p>
<p>(6)起債の有効活用について</p>	<p>総務課(財務監理室)</p>	<p>地方債の発行は、世代間の負担の公平を損なわないよう発行を計画する。過疎対策事業債(ソフト分)の活用にあっては、過疎対策として有効な事業を検討し、その財源として活用する。</p>